

議案第91号

杉並区立成田図書館外2施設の指定管理者の指定について
上記の議案を提出する。

令和6年11月19日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区立成田図書館外2施設の指定管理者の指定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、公
の施設の管理を行わせる者を下記のとおり指定する。

記

1 公の施設の名称

- (1) 杉並区立成田図書館
- (2) 杉並区立阿佐谷図書館
- (3) 杉並区立方南図書館

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社ヴィアックス
東京都中野区弥生町二丁目8番15号

3 指定の期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(提案理由)

杉並区立成田図書館外2施設に係る指定管理者を指定する必要がある。

なお、この議案は、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、提出するものである。